別紙5-2

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	欧州地域外交	番号	④

（千円）

	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		８年度当初予算額				９年度概算要求額			
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	経済協力に係る欧州地域外交に必要な経費			149,400				166,500		
	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費			836,852				6,163,133		
	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費			347,432				514,624		
	小　計				一般会計		1,333,684				6,844,257		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの													
	小　計				一般会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
合　計					一般会計		1,333,684				6,844,257		
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

施策Ⅰ-４：欧州地域外交

2026（令和８）年８月
欧州局

施策目標：

欧州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること。

施策評価（総括）：

既存の国際秩序が大きく揺らぎ、地政学的競争が激化し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性がますます明らかとなっている中で、自由、民主主義、人権、法の支配といった価値や原則を共有する欧州との連携強化は一層重要になっている。このような観点から、首脳級を含む多層的対話を実現し、欧州諸国との信頼を一層強固なものとし、政治・安全保障・経済関係を強化するとともに、日欧相互理解の基盤を強化した。また、人的交流や経済協力を深化させ、国際協力強化に関する共通認識を醸成し、地域情勢・国際課題への連携を緊密化して、欧州地域の安定とウクライナ支援などにも寄与した。
こうした取組により５つの分野に掲げる目標が一定程度実現され、対欧州地域外交の必要性及び有効性が確認された。よって、施策目標は妥当である一方、予算・渡航費の制約による対外発信の運用課題も判明したことから、今後は、同目標を維持し、対話・協力と人的交流を一層深化させるとともに、デジタル技術や経済安全保障などの新興分野における連携を重点化し、地政学的変動や新興課題に機動的・多角的かつ戦略的に対応する。

外部有識者の所見（概要）：

- 欧州地域外交は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分となる中、日本に望ましい国際環境を確保する重要施策であり、目標の妥当性は高い。近年の国際情勢に鑑み、特に法の支配や多国間協力を維持する上で、欧州と日本の連携はかつてなく重要になっている。
- ロシアによるウクライナ侵略が長期化し、中国・ロシア・北朝鮮の連携も深まる中、欧州との政治・安全保障協力、ウクライナ支援、経済安全保障、サイバー・デジタル分野での連携強化は一層重要である。首脳級を含む多層的対話を通じ、日欧間の信頼と協力基盤を強化した点は評価できる。
- 欧州連合（EU）や北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）との更なる関係強化、日EU経済連携協定（EPA）の利用率の着実な進捗、欧州諸国との法的枠組みの進展、対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の着実な進捗、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の機会を活用した要人訪日、日英経済版２＋２閣僚会合の実現、日英部隊間協力円滑化協定（RAA）や日・伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）などの締結、ウクライナへの総額200億ドルの支援実績、ウクライナ地雷対策会議の主催、日露青年交流事業・日露草の根交流事業などの継続などについてはこれまでの外交的努力の成果として高く評価される。
- 安全保障、経済という伝統的な領域に加え、環境などのさまざまな地球規模課題の対処、貿易などの多国間協力の維持においても、欧州諸国との連携強化が課題になる。
- 欧州側の対インド太平洋関与を一過性に終わらせず、NATO、EU、英国、フランス、ドイツなどとの協力を具体的成果に結びつける必要がある。今後は、価値の共有に加え、防衛産業、重要技術、経済安全保障、エネルギー、偽情報対策などで実践的協力を制度化することが課題である。

施策Ⅰ-４：欧州地域外交

2026（令和８）年８月
欧州局

【参考】予算額・執行額等	区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	予算の状況	1,142	1,155	1,089
	執行額	757	773	657
同（分担金・拠出金）	予算の状況	5,436	3,848	5,074
	執行額	5,436	3,848	5,002

（注）百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

令和6年度欧州(5か国)における対日世論調査結果

調査対象国：欧州（英国、ドイツ、フランス、イタリア、ハンガリー）
調査対象者：18歳～69歳の男女2,500名（各国500名）
調査方法：インターネット調査
調査期間：2024年10月-11月　調査機関：Ipsos

※回答の比率は四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。

2025年3月14日

Ⅰ. 対日関係

Q. あなたの国と日本は現在どのような関係にあると思うか。

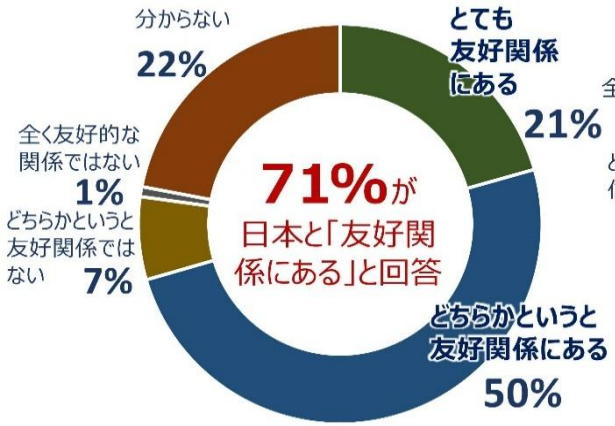

Ⅱ. 信頼関係

Q. あなたの国の友邦として、今日の日本は信頼できると思うか。

*74%≒とても信頼できる26.4%＋どちらかというと信頼できる47.3%＝73.7%

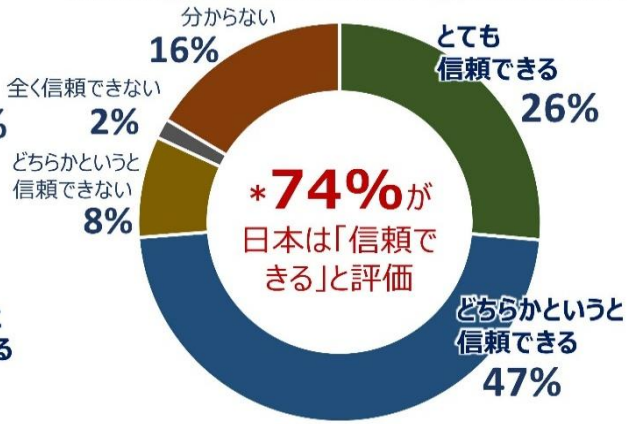

Ⅲ. 平和国家としての日本の歩み

Q. 日本の平和国家としての歩みについてどう思うか。

*80%≒大いに評価する41.4%＋ある程度評価する38.2%＝79.6%

Ⅳ. 日本の役割と貢献

Q. 日本は世界経済の安定と発展にどの程度重要な役割を果たしていると思うか。

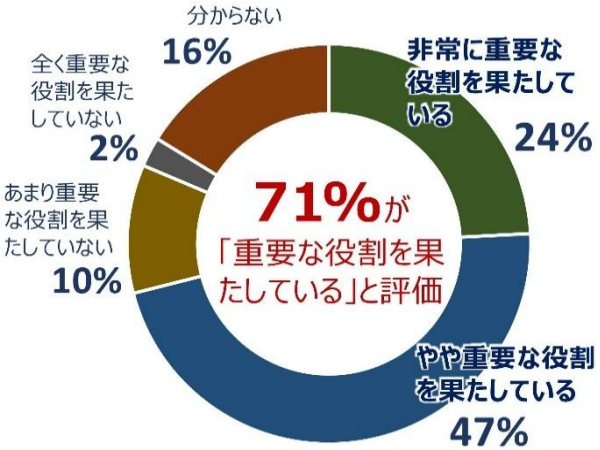

Q. 日本は国際秩序の安定（含む法の支配、自由民主主義、自由貿易体制）にどの程度重要な役割を果たしていると思うか。

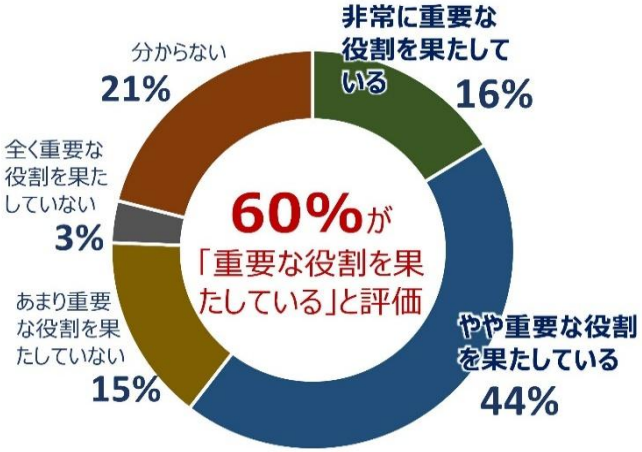

Ⅴ. 連携を強化すべき域外パートナー

Q. 現在、欧州が連携を強化すべき域外のパートナーはどの国だと考えるか。（複数回答可）

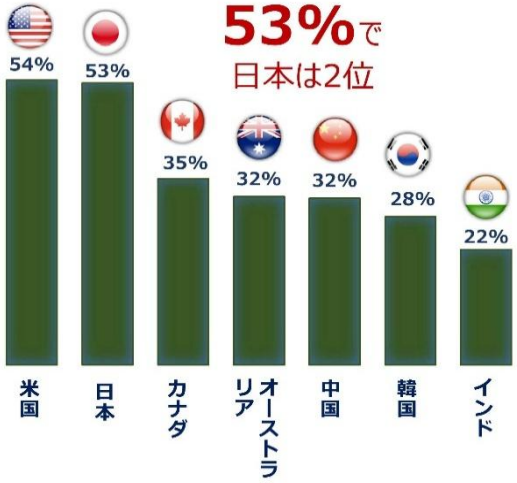

令和6年度中央アジアにおける対日世論調査結果

調査対象国：ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン
調査対象者：18歳～69歳の男女1,200名（各国300名）
調査方法：インターネット調査/電話調査
調査期間：2024年10月-12月　調査機関：Ipsos

※回答の比率は四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。

2025年3月14日

Ⅰ．対日関係

Q. あなたの国と日本は現在どのような関係にあると思うか。

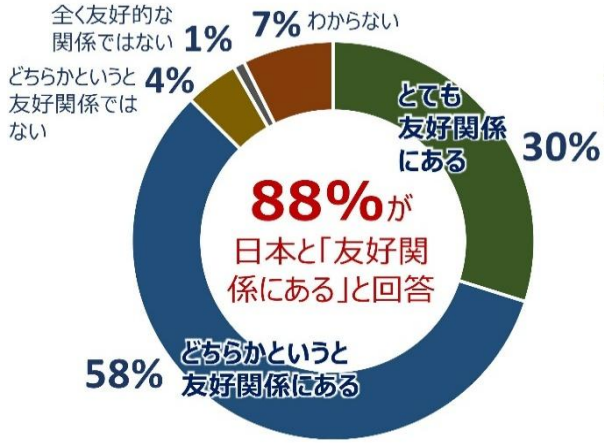

Ⅱ．信頼関係

Q.あなたの国の友邦として，今日の日本は信頼できると思うか。

Ⅲ．平和国家としての日本の歩み

Q. 日本の平和国家としての歩みについてどう思うか。

Ⅳ．日本の役割と貢献

Q. 日本は世界経済の安定と発展にどの程度重要な役割を果たしていると思うか。

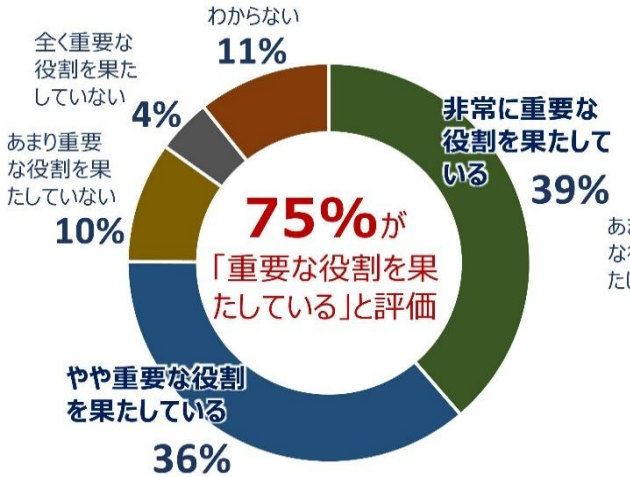

Q. 日本は国際秩序の安定（含む法の支配、自由民主主義、自由貿易体制）にどの程度重要な役割を果たしていると思うか。

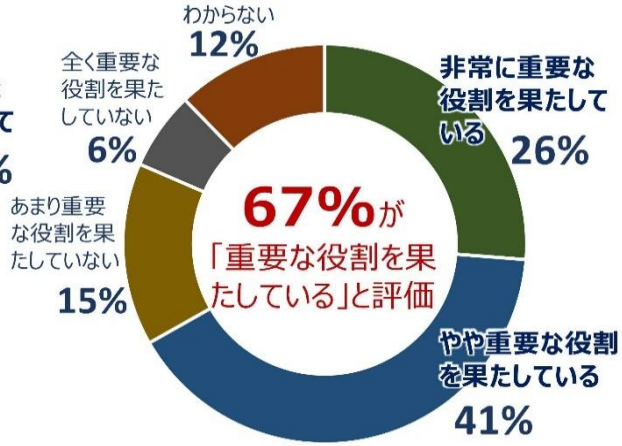

Ⅴ．今後の重要なパートナー

Q. 今後重要なパートナーとなるのは次の国・機関のうちどの国・機関か。（複数回答可）

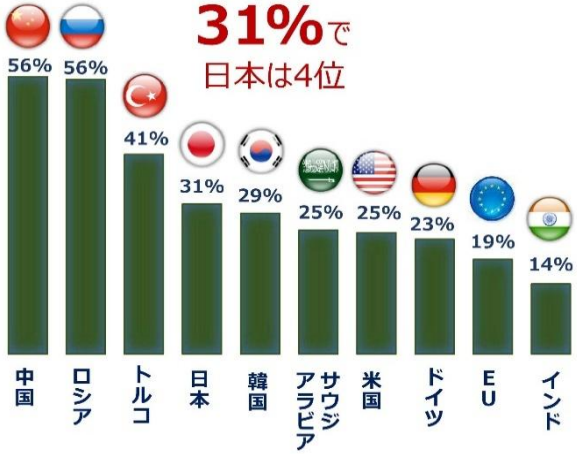

施策Ⅰ-４：欧州地域外交

分野１：欧州地域との総合的な関係強化

中期目標：
欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州諸国との間で政治、安全保障、経済分野における対話を実施し、日本との関係・連携の一層の強化を図るとともに、アジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。また、欧州諸国との社会保障協定、租税条約及び航空協定などの締結・改正協議を継続するとともに、欧州地域への対外発信を通じ、欧州地域における対日理解を促進する。

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
１【欧州地域との政治的な対話・協力の進展】	１【欧州地域との政治的な対話・協力の進展】
● EUとの間では、定期首脳協議２回、その他の首脳会談（電話、懇談含む）８回、外相戦略対話３回、その他の外相会談（電話、懇談含む）７回を実施し、政治、安全保障・防衛協力、経済安全保障分野の協力を推進した。さらに、EU主催のインド太平洋閣僚会合に外務大臣や外務副大臣、外務大臣政務官が３年連続で対面出席し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性及び自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の推進を訴えた。 ● また、事務レベルにおいても、EUとの間で２回の次官協議、２回の政務局長協議（外務審議官）、２回の戦略的パートナーシップ協定（SPA）合同委員会、３回のサイバー対話、局長級安全保障・防衛対話を実施した。重層的な対話枠組みを通じて、それぞれの分野における具体的な協力を推進することができた。 ● NATOとの首脳・外相級対話を継続的に実施した（首脳・外相級会合への出席、要人往来、会談の実施など）。 ● 欧州安全保障協力機構（OSCE）外相理事会に政府ハイレベルが継続して出席した（令和５年：深澤外務大臣政務官、令和６年：藤井外務副大臣、令和７年：島田外務大臣政務官）。 ● アジア・欧州間の対話・協力については、アジア欧州財団（ASEF）主催の保健・教育分野の事業に対する拠出、人的交流事業への専門家の派遣など、具体的かつ継続的な協力を通じて、草の根レベルを含め幅広くアジア・欧州間の相互理解の増進に寄与した。	● EUは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、国際社会の共通の課題に共に取り組む、日本の戦略的パートナーである。首脳・外相級の対話枠組みを利用し、引き続きEUと緊密に協力する。 ● 次官・局長級の対話枠組みを活用し、EUとの政治、安全保障・防衛、科学技術などの分野別協力を強化する。 ● 「欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分」であるとの認識の下、日・NATO間の協力の重要性が高まっている。NATOとの首脳・外相級対話を継続的に実施し、協力関係を更に強化する。 ● OSCEは、欧州、中央アジア・コーカサス、北米地域の57か国が参加し、包括的アプローチにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・再建などを通じて、参加国間の相違の橋渡しをし、信頼醸成を行う地域安全保障機構であり、日本は、1992年以降、「協力のためのアジア・パートナー」（日本の他に、韓国、豪州、タイ、アフガニスタン）として協力してきている。関連会合への政府ハイレベルの出席を通じて、OSCEとの連携関係を更に強化する。 ● 日本の拠出によるASEFを通じたアジア欧州会合（ASEM）参加国などにおける感染症対策支援事業は、これらの国々における感染症拡大を抑止する上で有効であった。今後とも、アジア・欧州間の協力と理解の増進のために、ASEFとの協力を継続していく。

分野１：欧州地域との総合的な関係強化

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
２【安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】	２【安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】
● 令和６年11月、EUとの間でアジア諸国として初となる安全保障・防衛パートナーシップを公表した。このパートナーシップに基づき、海洋安全保障、サイバー、宇宙、ハイブリッド戦対応などの安全保障・防衛協力を強化した。 ● ２回の日・NATO高級事務レベル協議を実施するとともに、日・NATO国別適合パートナーシップ計画（ITPP）に基づき、サイバー防衛、戦略的コミュニケーション、軍備管理、軍縮・不拡散などの協力分野において、NATOとの協力を強化した。NATOの「ウクライナのための包括的支援パッケージ（CAP）」信託基金を通じ、ウクライナに対し殺傷性のない装備品などを供与した。 ● OSCE設立根拠でもある「ヘルシンキ最終文書」採択50周年を迎えた令和７年は、OSCE外相理事会において、島田外務大臣政務官がOSCEとアジア・パートナーとの関係強化に関する合同ステートメントを実施した。 ● OSCEが実施するウクライナでの人身売買防止、ウクライナ・中央アジア諸国・アフガニスタンの女性支援、中央アジア諸国の国境管理強化などに関する事業に拠出し、それぞれの国・地域の平和と安定に貢献した。	● 国際情勢が激動し、EUが欧州地域の防衛力強化を最優先の政策として掲げる中で、防衛産業協力を始めとする安全保障・防衛協力に取り組む。 ● NATOとの共通課題（サイバー防衛、偽情報対策、防衛産業など）について、更に協議や対話などを進展させ、ITPPに基づき、防衛省などと連携し、具体的な協力を推進する。 ● OSCEが実施する事業への拠出を通じて、国際社会、特に中央アジア諸国やウクライナなどの国々を支援し、地域の平和と安定に貢献する。 ● 国際社会と緊密に連携しつつ、ウクライナの社会と経済を強じんなものにしていく観点から、官民一体の復旧・復興支援を含む取組を推進する。
３【EUとの経済的な対話・協力の進展】	３【EUとの経済的な対話・協力の進展】
● 令和６年１月、日EU経済連携協定（EPA）に「データの自由な流通に関する規定」を含めることを定めた改正議定書が署名され、同年７月に発効した。また日EU・EPAに基づく輸入統計によると、日EU・EPA利用率（EPAの適用が可能な貿易取引のうち、実際にEPAを使って関税の優遇などを受けた割合）は増加した。 日本からEUへの輸出：73%（令和６年分）←67%（令和５年分） 日本のEUからの輸入：76%（令和６年分）←72%（令和５年分） ● 計４回の日EUハイレベル経済対話を開催し、貿易、経済安全保障を始めとした幅広い分野で日EUの連携を強化した。	● 閣僚級の日EU・EPA合同委員会を通じた取組は、日EU・EPAの円滑な実施と運用に効果的であった。拡大傾向にある日EU貿易を一層発展させるため、今後も日EU・EPA合同委員会を開催し、日EU・EPAの着実な実施・運用を確保していく。 ● 戦略的パートナーであるEUとの経済的な連携は一層重要である。これまでの着実な対話・協力を基礎に、その強化に積極的に取り組む。

施策Ⅰ-４：欧州地域外交

2026（令和８）年８月
欧州局
政策課、アジア欧州協力室、欧州経済戦略官室

分野１：欧州地域との総合的な関係強化

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
● 令和７年の日EU定期首脳協議において日・EU共同声明「付属書II：日・EU競争力アライアンス」を発表し、経済安全保障、産業政策などの経済分野で具体的な協力を進めることで一致した。	
４【欧州諸国との法的枠組み構築に関する協議の進展】	４【欧州諸国との法的枠組み構築に関する協議の進展】
● 欧州諸国との法的枠組みとして、令和５年度に１件（二国間航空協定に関する日・EU協定）、令和６年度に３件（日・イタリア社会保障協定、日・ギリシャ租税条約、日・クロアチア航空協定）、令和７年度に４件（日・ウクライナ租税条約、日・チェコ航空協定、日・ルクセンブルク航空協定、日・オーストリア社会保障協定）が発効した。	● 社会保障協定は年金などの保険料の二重負担の軽減などを、租税条約は二重課税の除去や脱税及び租税回避の防止を通じた二国間の投資・経済交流の促進などを、航空協定は国際定期航空業務の安定的な運営などを目的とし、各国との経済交流の発展に向け重要な法的枠組みである。引き続き、二国間経済関係の状況や、日本の経済界からの要望、協定締結・改正から生じ得る効果などを踏まえ、新たに開始する法的枠組みを検討し、積極的に交渉を実施していく。 ● 既に交渉を開始している法的枠組みについて、早期締結に向けて、鋭意調整を行っていく。
５【欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】	５【欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】
● 講師派遣事業を、令和５年度は５件、令和６年度と令和７年度は各１件行った。派遣した有識者の客観的な視点からの発信により、「欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分」との認識が広く共有された。また、有識者の発言は現地メディアに掲載されるなど、日本の政策への理解促進や日欧の共通認識の醸成に寄与した。 ● 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」を通じて、欧州諸国から学生などを招へいし、企業視察や日本人有識者・学生との交流を行った。これは、対日理解を促進し、親日派・知日派の発掘・育成に寄与した。また、過去の参加者（同窓生）のフォローアップ・プログラムを実施した。これは、欧州諸国における日本の戦略的な対外発信の基盤を構築し、日欧間の相互理解と友好関係の発展に貢献した。	● 渡航費用の高騰やインフレ、予算制約のために、対外発信事業の実施件数が限られているが、引き続き対日理解促進のため、事業を継続していく。これを通じて「欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分」との認識を浸透させ、令和５年３月に発表したFOIPのための新たなプランを引き続き展開する。 ● 「MIRAI」の更なる充実やフォローアップ・プログラムの強化により、親日派・知日派の更なる育成、参加者と日本関係者のネットワーク、友好関係の構築に引き続き取り組む。

施策Ⅰ-４：欧州地域外交

分野１：欧州地域との総合的な関係強化

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
● 日本が海外の研究機関・シンクタンクに設置しているジャパン・チェアなどによるセミナーやシンポジウムを開催された。これは、日本のFOIPの実現に向けた取組や欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性などについて、欧州における理解の深化につながるとともに、安全保障・防衛、経済安全保障、新興技術などの分野における日欧の連携についての欧州側の関心喚起に重要な意義があった。	● 日本が海外の研究機関・シンクタンクに設置しているジャパン・チェアなどによるセミナーやシンポジウムを通じて、日本への理解を深化させ、日本のメッセージを欧州地域に浸透させていく。同時に、日欧の連携が重要な課題や政策について、欧州諸国の関心と理解を向上させるテーマを扱うことによって、日欧協力についての共通認識を醸成する。

備考：【令和７年度】機構改編により経済局欧州連合経済室から欧州局欧州経済戦略官室に移行したため、中期目標に「経済」分野を加えると共に、測定項目３「欧州連合との経済的な対話・協力の進展」を追加した。

参考：

・外交青書（第２章第５節第２項及び第３項：令和６年版、令和７年版、令和８年版）
・欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）

＜欧州地域との政治的対話・協力＞
・日・EU次官協議の開催（令和７年12月５日）
・第７回日・EUサイバー対話の開催（結果）（令和８年１月28日）
・日・EU政務局長協議の開催（令和８年２月18日）
・日・EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）第６回合同委員会の開催（令和８年３月16日）
・アジア欧州会合（ASEM）

＜欧州連合との経済的協力＞
・日EU経済連携協定（EPA）
・日EUハイレベル経済対話
・日EU定期首脳協議

＜欧州諸国との法的枠組み＞
・二国間航空協定に関する日・EU協定の発効（令和５年９月19日）
・航空協定の発効（クロアチア、チェコ、ルクセンブルク）
・租税条約の発効（ギリシャ、ウクライナ）
・社会保障協定の効力発生のための外交上の公文の交換（イタリア、オーストリア）

分野１：欧州地域との総合的な関係強化

参考：

＜安全保障に関する欧州国際機関との連携＞
・NATOの「ウクライナのための包括的支援パッケージ（CAP）」信託基金に対する拠出を通じたウクライナ支援（令和５年３月30日）
・岸田総理大臣とストルテンベルグNATO事務総長との共同記者発表及び会談（令和５年７月12日）
・日・NATO国別適合パートナーシップ計画（ITPP）
・日・EU安全保障・防衛パートナーシップの公表（令和６年11月１日）
・島田外務大臣政務官のオーストリア訪問（令和７年12月３日～５日）

＜欧州地域への対外発信＞
・対日理解促進交流プログラム「MIRAI」
・第二回バルト・インド太平洋フォーラム（ジャパン・チェアの活動例）

分野２：西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

中期目標：

1. 西欧諸国との対話を継続・促進する。
2. 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
3. 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
１【政府間対話の進展】	１【政府間対話の進展】
● 令和５～７年度を通して、西欧諸国との要人往来は活発に行われた。特に、令和７年度は2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催され、４月から10月までの半年間で集中的に要人訪日が実現し（首相、国家元首などの首脳級：20名、外相級：８名、その他閣僚級：７名）、二国間の信頼醸成が一層進展した。 ● 大阪・関西万博の機会に訪日機会が比較的少ない国々の要人来訪が相次ぎ、各国政府ハイレベルとの対話が行われたことで、国際社会の諸課題に関する日本の立場の理解を促進する重要な機会となった。	● 欧州では、ロシアによるウクライナ侵略などを受け、自由、民主主義及び人権といった価値や原則、法の支配・国際法の遵守などの重要性が一層認識されてきている。一方、欧州諸国の多様性や事情を踏まえ、きめ細かなアプローチが求められる。 ● 日本として、強く結束した欧州を支持し、重層的かつきめ細かな対欧州外交を引き続き実施していく。西欧諸国との間では、二国間関係強化のため、政府ハイレベルとの対話の進展を、引き続き重点項目とする。政府ハイレベルが未訪日である国、事務レベルの訪日が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識を伝え支持を得る機会とすべく、積極的に取り組む。 ● 特に、令和７年度に大阪・関西万博を契機とした西欧諸国の要人訪日が相次いだことへの返礼として、今後数年をかけて日本からの往訪実現を目指す。
２【二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展】	２【二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展】
● 西欧諸国との間で次官級・局長級協議が活発に実施され、政治、経済、文化を始めとする幅広い分野での協力の具体化が進展した。 ● 経済分野では、特に英国との間で、令和７年３月に初めての日英経済版２＋２閣僚会合を開催した。また、フランスとの間では、令和６年２月に第１回経済安全保障に関する日仏作業部会を開催し、重要・新興技術の保護、サプライチェーンの強じん性強化、非市場的措置及び慣行への対応並びに経済的威圧への対応などの重要課題について意見交換を行った。	● 欧州諸国は、欧州連合（EU）を含む枠組みを通じて外交・安全保障、経済、財政などの幅広い分野で共通政策をとり、国際社会の規範形成過程において重要な役割を果たしており、国際社会における日本の存在感や発信力を高める上でも欧州諸国との連携を更に進展させる。 ● 経済分野や安全保障分野などにおいて、首脳など政府ハイレベルの対話を引き続きフォローアップし、政府ハイレベルで一致した事項を事務レベルで着実に具体化し、政治、経済、文化を始めとする幅広い分野での協力を深めることを目指す。

分野２：西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
● 安全保障の分野では、日英部隊間協力円滑化協定（RAA）や日・伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）などの協定の締結に加え、各国艦船の日本寄港や共同訓練の実施などの取組が積極的に行われた。西欧諸国との安全保障・防衛協力が一層活発化した結果、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた取組が強化された。	
３【人的・知的交流の進展】	３【人的・知的交流の進展】
● 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治や経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進した。 ● 令和７年に外交関係樹立120周年を迎えたノルウェーなどでは、展示会の開催や周年事業認定申請の受付などの記念行事を通じて人的交流が活発化した。各種招へい・派遣の枠組みを通じて有識者の往来も積極的に実施され、西欧諸国における多層的な対日理解が促進された。	● 人的交流の深化は二国間関係の強化に大きく資することから、今後も重点的に取り組む。政策効果の観点から有意義だと考えられる招へい事業や派遣事業を積極的に活用し、機を逃さず人的・知的交流の促進を実現する。

参考：

・外交青書（第２章第５節第２項：令和６年版、令和７年版、令和８年版）
・欧州（英国、フランス、イタリア、ノルウェー）
・第１回日仏経済安全保障作業部会（令和６年２月１日）
・日英経済版２＋２共同プレスリリース（令和７年３月７日）
・日英部隊間協力円滑化協定の署名（令和５年１月12日）（協定文書：和文/英文）
・日・伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）への署名（令和６年11月25日）（協定文書：和文仮訳/英文）
・日本・ノルウェー王国外交関係樹立120周年事業（2025年）記念事業認定申請

施策Ⅰ-４：欧州地域外交

分野３：中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

中期目標：

1. 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、幅広い分野における協力を強化する。
2. シンポジウムなどを通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。
3. 日本の知見や経験をいかしたウクライナの復興促進について、関係者間の緊密な連携のための調整を行う。

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
１【政府間対話の進展】	１【政府間対話の進展】
● 令和５～７年度でドイツ、ウクライナ、ヴィシェグラード４か国（Ｖ４：スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランド）、西バルカン諸国などと活発な要人往来を実現し、これらの諸国との信頼関係を高めるとともに、地域情勢や国際場裡の課題解決に向けた連携をより緊密化した。 ● 北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処すべく、政府ハイレベルの会談を通じて協力を推進した。 ● ロシアによるウクライナ侵略に対し、国際場裡や二国間会談の場での共同声明や決議案への賛成、外務大臣のウクライナ訪問（令和６年）などを通じ、国際社会と緊密に連携しつつウクライナに寄り添う姿勢を明確かつ効果的に示した。	● 令和５～７年度の３年間を通じて、中・東欧諸国間との二国間関係強化に大きく寄与した政府ハイレベルの対話の実現を、引き続き重点項目とする。政府ハイレベルが未訪日である国、事務レベルの訪日が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識を伝え、中・東欧諸国から支持を得る機会とすべく、積極的に取り組む。 ● 中・東欧諸国は、ロシアによるウクライナ侵略に代表されるパワーバランスの変化や地政学的競争の激化、域内経済格差、ポピュリズムの台頭などの課題に直面している。日本としては、政治や経済などの分野において中・東欧諸国との二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、政府ハイレベルの対話を実施する。
２【二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展】	２【二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展】
● 令和５～７年度でドイツ、ウクライナ、Ｖ４、西バルカン諸国などとの間で、実務レベルでの各種協議などを通じて、経済や安全保障・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展した。 ● ウクライナ支援として、日本政府は人道、復旧・復興、財政の分野でこれまで総額約200億ドルの支援を表明し、実施してきている。また、令和７年10月には、ウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）を主催した。	● 令和５～７年度において、中・東欧諸国との二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力は、政府ハイレベルでの合意事項や協力を具体化する観点から効果が高かったことから、引き続き重点的に取り組む。今後とも、中・東欧諸国との政府ハイレベルとの更なる緊密な関係構築を目指す。 ● 日本として、引き続きウクライナの復旧・復興支援について官民一体で取組を強化していく。

分野３：中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
３【人的・知的交流の進展】 ● 官民ミッション・日本企業関係者のウクライナ訪問やウクライナ避難民の受入れなどを通じて、官民の両面からウクライナの復旧・復興と社会経済開発につながる取組を力強く後押しした。 ● 日独フォーラム、将来の課題のための日・オーストリア委員会などの中・東欧諸国において開催されたシンポジウムやフォーラムに、日本企業の現地関係者の参加を促すとともに有識者などを派遣した。	３【人的・知的交流の進展】 ● 人的交流の深化は、二国間関係の強化に大きく資することから、今後も重点的に取り組む。政策効果の観点から有意義だと考えられる招へい事業や派遣事業を積極的に活用し、機を逃さず人的・知的交流の促進を実現する。 ● シンポジウムやフォーラムなどの実施や参加を通じて、人的・知的交流を一層促進し、経済を含む幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、東アジア及び国際社会の諸課題などに対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

備考：【令和６年度】令和５年に設置されたウクライナ経済復興推進室に関しての中期目標を設定した。

参考：

・外交青書（第２章第５節第２項：令和６年版、令和７年版、令和８年版）
・欧州（ドイツ、ウクライナ）
・ヴィシェグラード４か国（Ｖ４）（スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランド）
・西バルカン諸国（アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロ）
・岩屋外務大臣のウクライナ訪問（令和６年11月16日）
・ウクライナ情勢に関する対応
・ウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）結果概要（令和７年10月22日～23日）

＜「日独フォーラム」＞
・「日独フォーラム」第32回合同会議の開催（結果）（令和６年10月30日～31日）
・「日独フォーラム」第33回合同会議の開催（結果）（令和７年12月３日～５日）

＜「将来の課題のための日・オーストリア委員会」＞
・「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第25回会合の開催（令和５年11月21日～22日）
・「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第26回会合の開催（令和６年10月16日～18日）
・「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第27回会合の開催（令和７年10月５日～７日）

分野４：北方領土問題を含む対ロシア外交における取組

中期目標：

北方領土問題を始めとする日露間の課題の解決に向け、日露両政府間の意思疎通を適切に実施する。ロシアによるウクライナ侵略に対してＧ７を含む国際社会と連携した対応を維持しつつ、日露間の経済関係を適切にマネージする。文化・人的交流に関する取組を適切な範囲で実施する。

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
１【政府間対話に関する取組】	１【政府間対話に関する取組】
● ロシアによるウクライナ侵略により、日露関係が引き続き厳しい状況にある中でも、日頃から、東京・モスクワ双方において、事務レベルでの意思疎通を行った。 ● 令和６年６月、９月に日露局長協議を実施し、ウクライナ侵略に対する日本側の立場を伝達すると共に、北方墓参（元島民及びその家族による墓参のための訪問）、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく操業の早期再開を強く働きかけた。	● 日露間には、隣国として解決しなければならない懸案事項が山積しており、引き続きロシア側との間で必要な意思疎通を行っていく。 ● 日露関係が厳しい中でも、情勢を注視しつつ、政府ハイレベルを含めた対話を追求する。
２【北方領土問題に関する取組】	２【北方領土問題に関する取組】
● ロシア側の措置により、引き続き、平和条約交渉・四島交流等事業に係る具体的施策を推進することが困難な状況であった。そうした状況の中、北方墓参を始めとする四島交流等事業の再開を日露関係の最優先事項の一つと位置づけ、ロシア側に対して、様々な機会を捉えて再開を強く求めた。 ● 北方四島の元島民や北方領土隣接地域の関係者との意見交換、広報資料「われらの北方領土」の作成、啓発活動など、北方領土問題解決のための環境整備を進めた。	● 北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するという日本政府の方針の下、北方領土問題の解決に向けた環境整備に資する活動を引き続き実施していく。 ● 日露関係における最優先事項の一つである四島交流等事業の再開については、御高齢となられた元島民の方々の切実な思いを踏まえ、特に北方墓参に重点を置き、早期の再開をロシア側に粘り強く求めていく。
３【貿易経済分野における取組】	３【貿易経済分野における取組】
● 対露制裁について、Ｇ７を含む国際社会と連携し、個人・団体などに対する制裁、銀行の資産凍結などの金融分野での制裁、輸出入禁止、第三国の団体や船舶に対する制裁の回避・迂回を阻止するための制裁などの様々な措置を、累次にわたり実施した。	● 対露制裁については、引き続き、Ｇ７を始めとする国際社会と連携しつつ、ウクライナの公正かつ永続的な平和を実現するために何が効果的か、日本の国益にとって何が必要かといった点を総合的に判断しながら、適切に対応していく。

分野４：北方領土問題を含む対ロシア外交における取組

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
● ロシアで活動を続けており、引き続き送金、輸送、移動などの手段が制約される日本企業に対し、主に在外公館を通じて必要な支援を実施した。	● 引き続き、日本企業に対して、制約されている送金、輸送、移動などの手段に関して、必要な支援を実施していく。
４【防衛・治安分野における取組】	４【防衛・治安分野における取組】
● 必要とされる際に、日露両政府間で意思疎通を行った。 ● 海洋における安全の問題などについては、ウクライナ侵略以降も、適切な範囲で協力を続けている。	● 引き続き、防衛・治安分野における必要な意思疎通を続けていく。
５【文化・人的交流に関する取組】	５【文化・人的交流に関する取組】
● ロシアによるウクライナ侵略以降も、ロシア市民との接点を維持し、日本や世界に関する理解を促進する観点から、日露青年交流事業、日露草の根交流事業などを実施した。 ● ロシアに対する危険情報を一部改定し、真にやむを得ない事情がある場合には、一定の条件の下、渡航・滞在を妨げないこととした。	● 引き続き、ロシア市民との接点を維持し、日本や世界に関する理解を促進するため、適切な範囲で文化・人的交流に関する取組を継続する。

参考：

・外交青書（第２章第６節：令和６年版、令和７年版、令和８年版）
・ロシア
・日本の領土をめぐる情勢：北方領土問題とは？
・ロシア危険情報の改定（令和７年９月12日）
・広報資料「われらの北方領土」2025年度版（本編・資料編）

分野５：中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中期目標：

1. 中央アジア・コーカサス諸国との政治対話などを継続・促進する。
2. 「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話などを着実に実施する。

過去３年度（令和５～７年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
１【各国との対話・交流等の進展】 ● 中央アジア：令和７年12月の「中央アジア＋日本」対話（CA＋JAD）・首脳会合に出席する中央アジア５か国首脳の訪日や外相の往来、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催期間中の要人往来などを通じて、二国間の政治・経済関係が一層強化された。 ● コーカサス：大阪・関西万博などの機会を捉え、要人往来や事務レベルでの政務協議を継続して相互理解を深め、二国間関係を強化できた。特にアルメニアとは首脳会談を実現できた。	１【各国との対話・交流等の進展】 ● 中央アジア：令和７年12月に実施された中央アジア諸国との首脳会談の成果を踏まえ、二国間関係における重点分野について、具体的な協力案件を形成し、施策を立案し、これらを着実に実施していく。 ● コーカサス：地域の安定と自立的発展を引き続き支援する。周辺地域情勢の影響に晒されるコーカサス諸国と、要人往来を含む対話を続け、適時適切な支援検討の機会とする。
２【「中央アジア＋日本」対話の進展】 ● CA＋JADの枠組みにおける初の首脳会合の開催、６首脳共同の「東京宣言」の採択や各国との二国間首脳文書、省庁間等協力文書、ビジネスの成約案件の準備を通じて、日本と中央アジア諸国の関係を、特にグリーン・強じん化、コネクティビティ（連結性）、人づくりの重点協力３分野において強化していくことが合意された。 ● CA＋JADの枠組みの下、専門家会合などを開催し、水分野などの各分野の専門家・有識者、企業関係者間の関係を強化した。また、公開シンポジウム「東京対話」の開催を通じて、有識者間の関係強化及び中央アジア諸国に対する日本国民の理解を促進した。	２【「中央アジア＋日本」対話の進展】 ● CA+JAD首脳会合の成果を踏まえ、重点協力３分野（グリーン・強じん化、コネクティビティ、人づくり）における具体的な協力案件を形成し、施策を立案し、これらを着実に実施していく。次回首脳会合の実現に向け、調整を行っていく。 ● 首脳会合の成果を踏まえた具体的な課題・テーマ設定を行い、CA＋JADの枠組みに基づく外相会合、専門家会合、シンポジウムなどの各種会合を、着実に実施していく。専門家会合やシンポジウムを企画する際には、有識者などの関係強化や中央アジア諸国に対する日本国民の理解促進につながる効果的なテーマ設定、実施形式などを検討していく。

参考：

・外交青書（第２章第６節第３項：令和６年版、令和７年版、令和８年版）
・中央アジア・コーカサス（アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン）

分野５：中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

参考：

＜「中央アジア＋日本」対話＞
- 「中央アジア＋日本」対話・首脳会合の開催（結果）（令和７年12月20日）
- 「中央アジア＋日本」対話・首脳会合東京宣言（仮訳）
- 令和６年度「中央アジア＋日本」対話（水分野専門家会合）の実施（結果）（令和７年３月５日）
- 令和７年度「中央アジア＋日本」対話・実務者会合（AI）の実施（結果概要）（令和８年２月23日～27日）
- 「中央アジア＋日本」対話・第13回東京対話「中央アジア地域の地政学上の展望」の開催（結果）（令和７年３月14日）
- 「中央アジア＋日本」対話・第14回東京対話「伝統文化の保存と産業展開・国際活動への活用」の開催（結果）（令和８年３月５日）

＜二国間会談＞
- 日・トルクメニスタン首脳会談及びワーキング・ランチ（令和７年４月15日）
- 日・アルメニア首脳会談及びワーキング・ランチ（令和７年９月４日）
- 日・カザフスタン首脳会談（令和７年12月18日）
- 日・ウズベキスタン首脳会談（令和７年12月20日）
- 日・キルギス首脳会談（令和７年12月20日）
- 日・タジキスタン首脳会談（令和７年12月20日）
- 日・トルクメニスタン首脳会談（令和７年12月20日）

＜その他＞
- 長島昭久内閣総理大臣補佐官（総理特使）の中央アジア５か国訪問（結果）（令和７年１月29日～２月８日）
- 中央アジア５か国駐日大使による上川外務大臣表敬（令和６年７月23日）
- 「NIS諸国若手外交官招へい」参加者による松本外務大臣政務官表敬（令和７年２月４日）
- 令和７年度戦略的実務者招へい（NIS諸国若手外交官等招へい）実施（結果概要）（令和８年２月15日～22日）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
中央アジア・コーカサス諸国（８か国）との政府ハイレベル会談数（電話会談、テレビ会議を含む）	37回	73回	49回